

審査基準

平成20年3月14日作成

法令名：確認事務の委託の手續等に関する規則（19-2）
根拠条項：第10条第5項
処分概要：認定書の再交付
原権者(委任先)：千葉県公安委員会
法令の定め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第9条第2項
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：交通部交通指導課
問い合わせ先：交通部交通指導課駐車企画係 電話043-201-0110
備考：